

議案第 8 号

関市税条例の一部改正について

関市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市税条例の一部を改正する条例

関市税条例（昭和 25 年関市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 第 8 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 42 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 71 条第 2 項第 2 号中「同法第 2 条第 15 項」を「番号法第 2 条第 16 項」に改める。

第 126 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 134 条第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。